

自治会自主防災部会運営細則

(名 称)

第1条 この会は、高嶺団地自治会自主防災部会（以下本会という）と称する。

(自治会との関係)

第2条 本会は、高嶺団地自治会の下部組織とする。

(目 的)

第3条 本会は、自治会の自助努力並びに会員の共同精神を前提に、自主的な防災活動を図ることにより、地震その他の災害（以下地震等という）による被害の防止及び軽減を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震などの発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資器材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(構 成)

第5条 本会は、原則として高嶺団地自治会に属する全世帯をもって構成する。

(会員の責務)

第6条 会員は、本会の事業目的を達成するため、本会の諸活動に積極的に参加するとともに、役員の指示、指導等に従って行動するものとする。

(担当役員)

第7条 本会に次の担当役員を置く。

- (1) 部 会 長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 部 会 員 30名以内
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 1名

2 担当役員の選任は、会員の互選による。

3 担当役員の任期は、1ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

(担当役員の責務)

第8条 部長は、本会を代表して会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその任務を代行する。

3 防災部会員は防災部会の構成員となり、会務の運営に当たる。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(会 議)

第9条 本会に防災総会及び防災部会を置く。

(防災総会)

第10条 防災総会（以下総会という）は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回自治会定期総会に合わせて開催する。但し、特に必要ある場合は、随時に開催することができる。
- 3 総会は、部会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 本細則の改正に関する事。
 - (2) 予防計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他総会が特に必要と認めた事項。

(防災部会)

第11条 防災部会（以下部会という）は、担当役員をもって構成する。

- 2 部会は次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事項。
 - (2) 総会より委任された事項。
 - (3) その他部会が必要と認めた事項。

(防災計画)

第12条 本会は、地震等による災害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 防災訓練の実施に関する事。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
 - (5) その他必要な事項。

(経費)

第13条 本会の運営に要する費用は、自治会予算、その他の収入をもってこれに当てる。

(細則の改廃)

第14条 この細則の改定は、役員会の討議事項とし、役員数の2分の1以上をもって決する。

- 2 討議事項の調査及び立案は、防災総会が担当する。

附 則 この細則は平成10年2月14日から施行する。

- 2 担当役員については、第7条第2項の規定に拘わらず、今後、別段の定めをする場合を除き、自治会の前期役員が担当するものとする。
- 3 平成11年4月11日改定。